

ひとり親家庭等医療費助成制度について

ひとり親家庭等医療費助成制度とは、子が18歳に達する年度末までの母と子、または父と子の医療費（保険適用分のみ）を助成する制度です。医療機関等に受診の際は、健康保険証とあわせて、受給者証（緑色または黄色のカード）を提示してください。

助成対象となる方

子どもが18歳に達した日の属する年度末まで。（ただし、進学等により引き続き子どもを扶養している場合は20歳に達した日の属する月末まで期間が延長されます。）

なお、親の所得額が一定基準を超える場合は助成対象となりません。

助成内容

◎ 市町村民税非課税世帯の受給者は、入院、通院それぞれ初診の際の初診時一部負担金を自己負担していただきます。（緑色のカードを交付します。）

（初診時一部負担金 医科580円 歯科510円 柔整270円）

◎ 市町村民税課税世帯の受給者は、医療費の1割に相当する額を負担していただきます。（黄色のカードを交付します）

ただし、その月に支払った医療費が、外来のみで12,000円、入院と外来で44,400円を超えたときは、超えた分を払い戻しいたしますので、印鑑と領収証、健康保険証、通帳を持参して申請をしてください。

※ 6歳就学前の乳幼児、小学生及び中学生は入院のみを全額助成します。

※ なお、子どもは入院、入院外ともに助成対象となりますが、親は入院のみ助成となります。

助成の方法

◎ 道内で受診された場合は、医療機関等で処理されますので、一部負担金（初診時一部負担金または1割相当額）をお支払いください。

◎ 道外で受診された場合、受給者証を忘れたときは、一度自己負担分をお支払いいただき、後日速やかに領収証、印鑑、健康保険証、通帳を持参して申請をしてください。

入院するときは

入院することが決まったときは、あらかじめ加入している健康保険より、「限度額適用認定証」の交付を受けることにより、市町村民税非課税世帯の方は、入院時の食事代が医療機関への支払いの時に減額されます。

なお、限度額適用認定証の交付を受けずに医療費が高額医療に該当したときは、健康保険に対して高額療養費の交付を受けるため、後日申請書を送付させていただきます。

届出が必要なとき

健康保険証が変わったとき、転居により住所が変わったときは、速やかに届出をしてください。なお、届出には印鑑、受給者証、健康保険証が必要です。

申請及び届出は、役場または御影支所をお願いします。

不明な点などについては、町民生活課国保係（62-1151）までお問い合わせください。